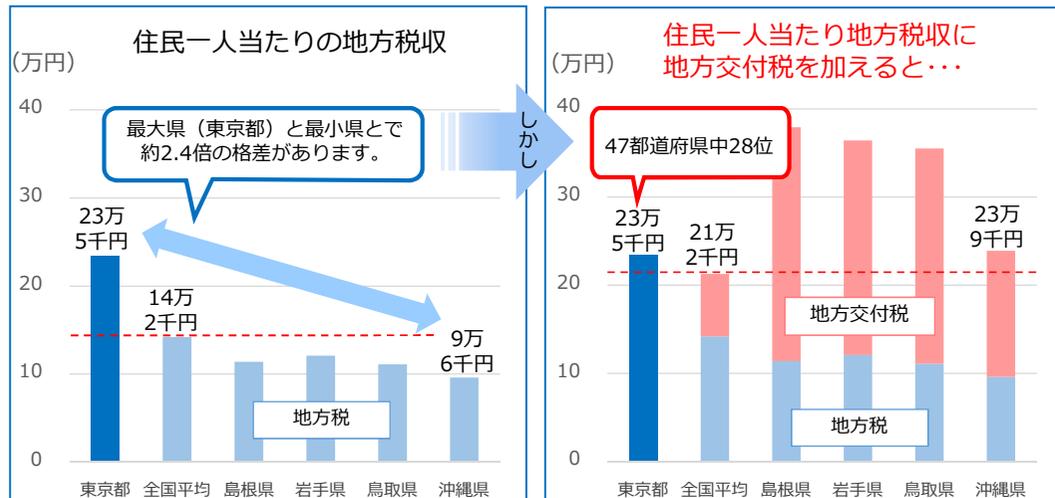


地域間格差は誤解されています

税収の地域間格差は、地方交付税によって調整されます。

地方税に地方交付税を合わせた人口一人当たりの収入額では、東京は全国平均と同水準であり、人口一人当たり税収額のみをもって地域間格差を比較するのは適当ではありません。



「平成30年度 地方税に関する参考計数資料」(総務省自治税務局)を基に作成

特別区は貴重な税源を一方的に奪われています

減収見込みの**2,000億円**を区のサービスに換算すると…

- **保育所**を新たに建てる場合の費用では **945所**分
- **特別養護老人ホーム**を新たに建てる場合の費用では **146所**分
- **小学校**を建て替える場合の費用では **111校**分
- **23区のごみ処理**の費用では **2年3か月**分

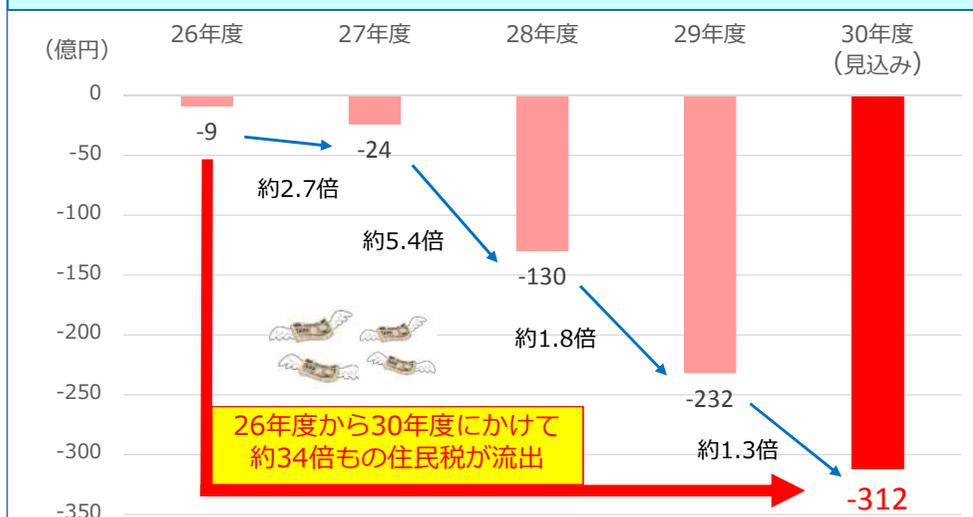


本来であれば、区民の皆さんが受けられる様々な行政サービスに必要な税金が**流出**しています。

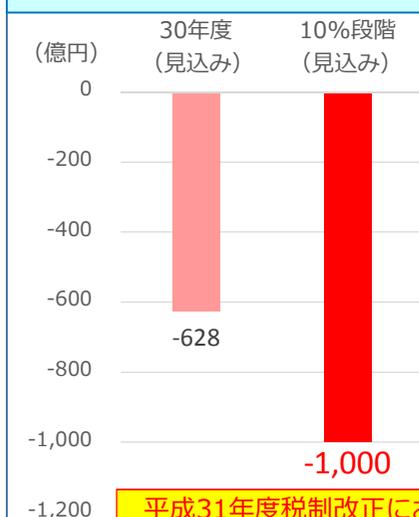
※ 平成30年度都区財政調整における算定経費を基に相当分を算出しています。保育所、特別養護老人ホームを新たに建てる費用に用地費は含んでいません。

不合理な税制改正等による特別区全体の影響額は、消費税率10%段階において**2,000億円**に迫る規模(人口50万人程度の財政規模)です

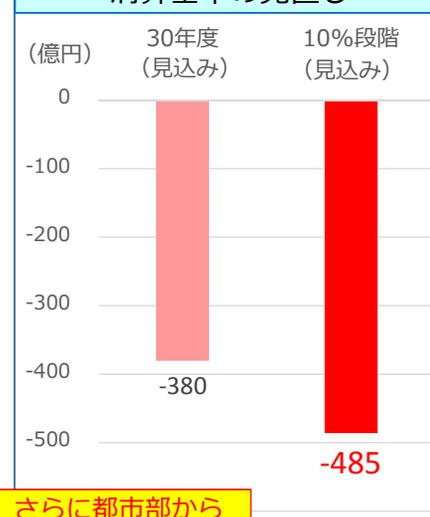
ふるさと納税



地方法人課税

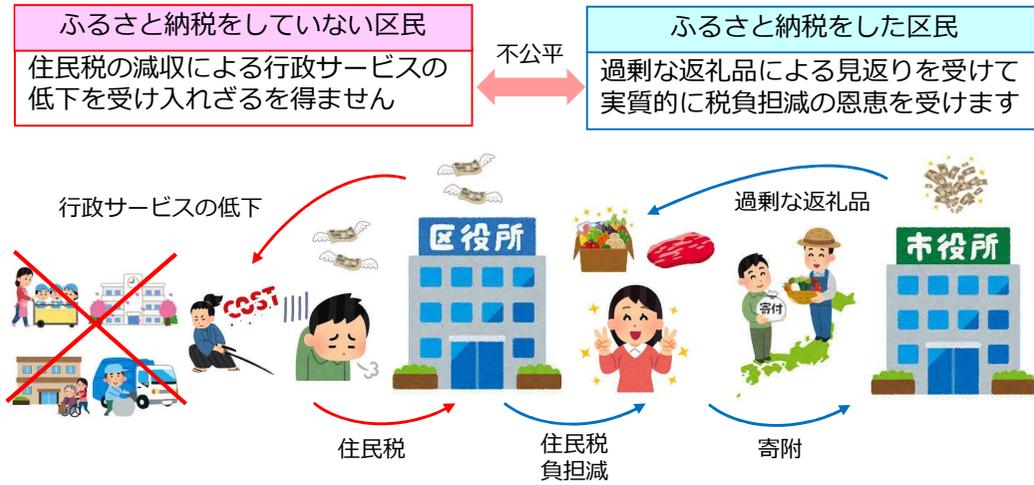


地方消費税清算基準の見直し



ふるさと納税の問題点

住民に不公平が生じています



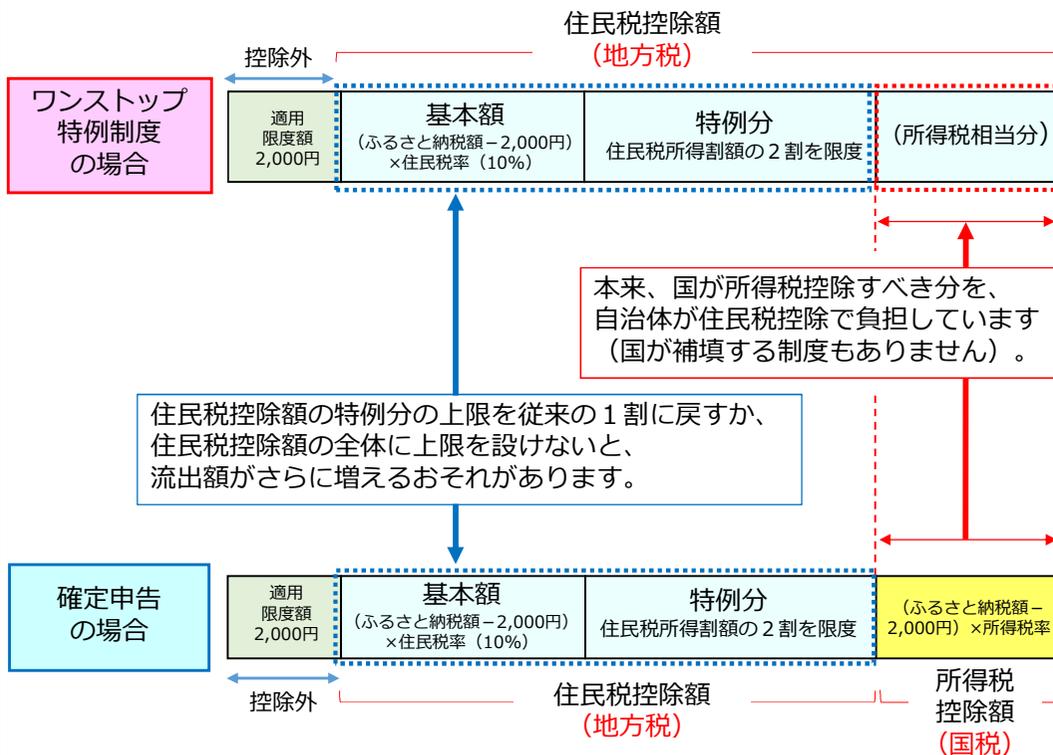
ふるさと納税は地方交付税の財源を圧迫しています

地方交付税の交付団体では、ふるさと納税により住民税が減収した場合は、地方交付税により補填されるため、結果的に地方交付税の財源を圧迫する要因となっています。

A市：収入200億円（住民税160億円、地方交付税40億円）
 B区：収入200億円（住民税200億円、地方交付税なし）
 C町：収入200億円（住民税160億円、地方交付税40億円）

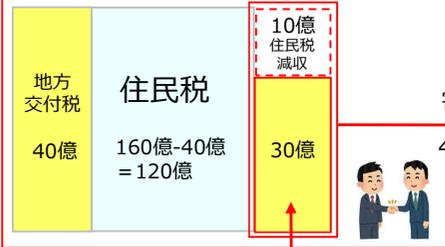
3自治体が同額の収入があるとして、
 A市、B区の住民からC町に対してそれぞれ40億円ずつふるさと納税をした場合。

ワンストップ特例制度は国の負担を自治体に転嫁しています



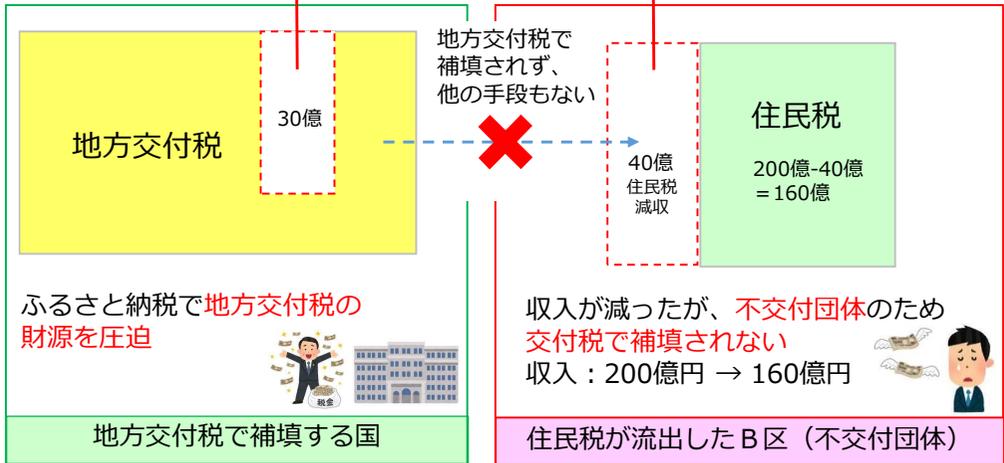
住民税が流出したA市 (交付団体)

収入が減ったが、住民税の減収は交付税で補填される
 収入：200億円 → 190億円



寄附が増えたC町 (交付団体)

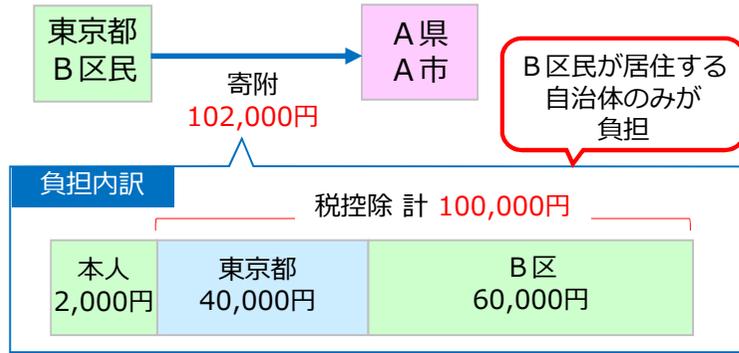
収入が増えても、寄附の増収は既存の交付税に影響しない
 収入：200億円 → 280億円



地方税財源への影響

ふるさと納税で10万2千円を寄附した場合の税財源影響
(国税負担分の所得税率は20%と仮定)

ワンストップ特例制度の場合



地方税財源への影響

東京都: ▲ 40,000円
B区: ▲ 60,000円
A市: 102,000円

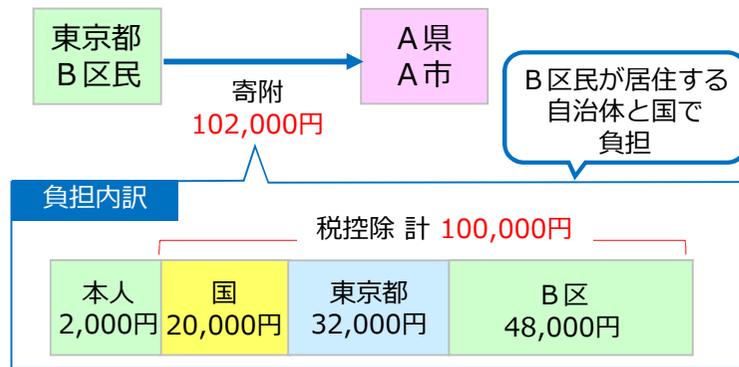
計 +2,000円

国の税財源への影響

0円

地方自治体・国の税財源への影響
合計 +2,000円

確定申告の場合



地方税財源への影響

東京都: ▲ 32,000円
B区: ▲ 48,000円
A市: 102,000円

計 +22,000円

国の税財源への影響

▲20,000円

地方自治体・国の税財源への影響
合計 +2,000円

ふるさと納税による住民税減収と寄附金増収の収支が±0の自治体でも、地方交付税が圧迫されているため影響があります。

住民税の流出額と同額の寄附が増えた
D市(交付団体)

収支±0でも交付税が補填される
収入: 200億円 → 230億円



住民税の流出額と同額の寄附が増えた
E市(交付団体)

収支±0でも交付税で補填される
収入: 200億円 → 230億円



住民税の流出も寄附も無い
F市(交付団体)

収入: 200億円



ふるさと納税の減収分を
地方交付税で補填し、財源を圧迫

地方交付税で補填する国

でも、
じつは...

地方交付税の仕組み

ふるさと納税は地方交付税の財源を圧迫しています。

地方交付税財源は自治体共有の財源であることから、ふるさと納税による住民税の流出も寄附も無い自治体も、地方交付税において影響を受けています。

また、臨時財政対策債は、負担を将来に転嫁しています。



減収分を補填しさらに不足
交付税の財源がそもそも不足

ふるさと納税の減収分の補填による不足分

